

かかりつけ医などで個別健診を受けられます

■個別健診で自分の体の状態を確認しましょう

町では、9月1日（月）から12月27日（土）まで個別健診を実施しています。7～8月に実施した集団健診を受診されていない人は、指定医療機関で個別健診を受診することができます。

時間の都合などで集団健診を受けられなかった人は、都合の良い日時を選んで受診できますので、個別健診で自分の体の状態を確認しましょう。

個別健診の対象者には受診券を郵送します。受診の際は事前の予約が必要です。指定医療機関へ直接お申し込みください。

●対象者

令和7年4月1日現在で40～74歳の国民健康保険被保険者で、7～8月に実施した町の集団健診を受診していない人

※個別健診の対象者には、9月上旬頃に受診券を郵送します。受診券が届く前に個別健診を受診したい人は、町住民生活課までご連絡ください。受診券が届いた人でも、国民健康保険の被保険者資格がない場合は受診できません。

●実施期間

9月1日（月）～12月27日（土）

●健康診査内容

体格検査（身長・体重・腹囲・B M I）、血圧測定、血液検査（血中脂質検査・血糖検査・肝機能検査・腎機能検査）、尿検査、医師の診察など
※がん検診は含まれません。

●受診料（個人負担金）

1300円

●主な指定医療機関

- ・荒瀬病院（甲佐町緑町331）
☎096・234・1161
- ・谷田病院（甲佐町岩下123）
☎096・234・1248
- ・小屋迫医院（甲佐町岩下96・1）
☎096・234・0165
- ・牟田内科医院（御船町御船935）
☎096・282・0216

※そのほか12の指定医療機関については、町公式ウェブサイトをご覧ください。

詳細は町公式ウェブサイトをご覧ください▼

【お問い合わせ先】

町住民生活課

☎096・234・1113



行政書士の無料相談会を開催します

熊本県行政書士会宇城支部では、毎年10月を「行政書士制度広報月間」と位置づけ、行政書士のPR活動の一環として、以下の日程で「無料相談会」を実施します。

- 日時 10月17日（金）午前10時から午後4時まで（正午から午後1時を除く）
- 場所 町生涯学習センター 視聴覚室
- 内容 終活事業、生前贈与、遺言書、相続関係、各種契約、各種許可申請、空き家など
- 予約 不要（直接ご来場ください）

行政書士は、公官庁に提出する書類の作成、提出手続きの代理、権利義務・事実証明に関する書類の作成、相談業務などに関する業務を行っています。無料相談会で対応を行う行政書士は、県行政書士会宇城支部に所属する行政書士になります。

相談内容についての秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】

- ・町福祉課 ☎096-234-1114
- ・県行政書士会宇城支部（相談に関するお問い合わせ）☎090-3715-1156

国民年金付加年金保険料を納付して 受給年金額を増やしませんか

■保険料を追納（後払い）すると、
年金の受取額を増やせます

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた場合と比べ、65歳から受けられる老齢基礎年金の受取額が少なくなります。納付猶予や学生特例の期間は年金の受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。

しかし、保険料の免除・納付猶予や学生特例の承認を受けた期間の保険料については、10年以内であればさかのぼって納めることができる追納制度があり、将来受け取る老齢基礎年金額を増やすことができます。

また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されますので、追納されることをおすすめします。

■追納制度を利用する場合の注意点

追納制度を利用して保険料を納める場合には、次の項目に注意が必要です。

- ・保険料の免除・納付猶予や学生特例の承認をされた期間のうち、原則古い期間の分から納めてください。

・老齢基礎年金を受給することができない人は、追納できません。

・承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納をする場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされますので、早めの追納をおすすめします。

・口座振替ならびにクレジット納付はできません。

・令和7年度中に追納していただく際の保険料は、町公式ウェブサイトをご覧ください。

※追納制度に関することや申請方法などの詳細は、日本年金機構の公式ホームページをご覧ください。熊本東年金事務所へお尋ねください。

詳細は町公式ウェブ
サイトをご覧ください▼



【お問い合わせ先】

- ・熊本東年金事務所
☎096・367・8144
- ・町住民生活課
☎096・234・1113

浄化槽設置の皆さんへ

浄化槽の法定検査を受けましょう！

浄化槽管理者には、浄化槽法で保守点検、清掃、法定検査の3つが義務付けられています。

保守点検は機器の点検・調整・修理や消毒剤の補給を、清掃は浄化槽内にたまった汚泥などの引き抜きや機器類の洗浄を行うものです。法定検査は、トイレの排水や生活雑排水をきれいにする浄化槽の維持管理が適切に行われ、浄化槽がきちんと機能しているかを確認するためのものです。

法定検査は熊本県が指定した検査機関（公益社団法人熊本県浄化槽協会）が行いますので、保守点検や清掃を行っていても、次の表に従って必ず検査を受けてください。

検査名	対象	回数
7条検査（浄化槽設置後の水質検査）※	新たに浄化槽を設置した人	浄化槽設置後3～8か月以内に1回
11条検査（定期検査）※	浄化槽を設置している人	毎年1回

※7条検査と11条検査は浄化槽法で定められている検査です。

【お問い合わせ先】

- ・町環境衛生課 ☎096-234-1169
- ・公益社団法人熊本県浄化槽協会 ☎096-284-3355

熊本県生活排水
対策イメージ
キャラクター
「排水くん」▶

